

瀬戸市消防団応援サポーター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市消防団のPR及び消防団員確保を支援するため、瀬戸市消防団応援サポーター（以下「消防団応援サポーター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 消防団応援サポーターは、次の各号に掲げる職務を実施することとする。

- (1) 瀬戸市消防団のPR活動及び消防団員募集に関すること。
- (2) 消防団のイメージアップの推進に関すること。
- (3) 消防団の催し等への参加協力に関すること。
- (4) その他瀬戸市長（以下「市長」という。）が必要と認めた事項に関すること。

(任命)

第3条 消防団応援サポーターは、次の各号に掲げる者から市長が任命するものとする。

- (1) 瀬戸市出身又は瀬戸市にゆかりのある者で、経済、文化、教育、芸術、スポーツ、芸能等さまざまな分野において活躍している者
- (2) 日常の活動を通じて広く消防団のPRをするとともに、消防団員確保の応援ができる者
- (3) その他市長が消防団応援サポーターとして適当と認める者

(任期)

第4条 消防団応援サポーターの任期は、2年とする。ただし、任期満了の日までに消防団応援サポーターから辞退の申出がない場合には、任期をさらに2年延長できることとし、以降も同様の取扱いとする。

2 消防団応援サポーターに特別の理由があるときは、任期中であっても退任することができる。

(費用負担)

第5条 第2条に定める職務に要する費用負担は、無償とする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。